

# 黒石市地球温暖化防止率先行動計画

(第二次黒石市地球温暖化対策実行計画)

2015～2020

平成 27 年 7 月

黒 石 市

## 目 次

第1章 計画策定の趣旨と構成	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	2
第2章 計画の基本事項	3
1 計画の位置付け	3
2 対象温室効果ガス	3
3 計画の期間	4
4 対象範囲	4
5 エコ推進員	4
第3章 計画策定の背景	5
1 地球温暖化のメカニズム	5
2 地球温暖化が及ぼす影響	5
第4章 温室効果ガス排出状況と将来予測	9
温室効果ガスの総排出量に関する目標	9
第5章 目指す将来像の実現に向けた取組	10
1 低炭素社会の実現に向けた取組方針	10
2 施策の推進にあたっての配慮	10
3 省エネルギー対策	10
4 省資源対策	11
5 廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の推進	12
6 その他の事業における取り組み事項	13
7 職場以外の日常生活における環境配慮行動	13
第6章 計画の推進と点検・評価	14
1 計画の推進体制	15
2 検 証	15
3 公 表	15

## 第 1 章 計画策定の趣旨と構成

### 1 計画策定の趣旨

地球温暖化は人類が直面し、早急に対策を講じなければならない大きな課題となっています。

地球温暖化の進行により、地球規模において、また、地域レベルにおいても自然災害の多発・大型化、健康被害の増大をはじめとする様々な影響が予測されています。

地球温暖化問題を解決していくためには、地球規模での国際的取組や我が国全体の取組に加え、地域としての取組、さらには私たち一人ひとりの取組・行動の積み重ねが必要不可欠です。

温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めていくことは、地球レベルでの深刻な影響を回避するための地域貢献のみならず、自然環境や社会資本、健康への影響の未然防止を図るための地域としての危機管理、さらには私たちの暮らしが快適で暮らしやすくなるような持続可能な社会づくりにつながるものです。

本計画は黒石市の豊富な再生可能エネルギー<sup>※1</sup>を活用した地域活性化、豊富な農林水産資源による農林水産業の優位性の更なる向上、また、健康・快適で家計にもやさしいライフスタイルへの転換など、様々な可能性を秘めた持続可能な地域社会を実現していくため、温室効果ガス排出削減というプロセスを通じた「あらゆる主体の連携・協働による、黒石市の地域特性を活かした、快適で暮らしやすい低炭素社会<sup>※2</sup>の形成」を念頭に、市における今後の取組を一層推進するための指針として示すものです。

これにより黒石市では率先して環境への負荷が少ない持続的発展が可能なまちづくりを実現していくため、「第二次黒石市地球温暖化対策実行計画」（以下「計画」という。）を策定し、推進していきます。

- ※1 再生可能エネルギー・・・自然界に存在する太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱など、繰り返し使用することが可能なエネルギー。埋蔵量に限りがある石油・石炭などの化石燃料やウラン鉱石を使用したエネルギーとの対比で使われる。
- ※2 低炭素社会・・・化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同時レベルにするとともに、生活の豊かさを実感できる社会。

## 1 計画の構成

本計画では「本市の温室効果ガスの排出量と地域課題」を踏まえた上で、「地球温暖化による本市への影響」を回避しつつ、目指す将来像を実現するための取組内容を明らかにします。

### 第1章 計画策定の趣旨と構成

計画策定の趣旨と構成を示します。

### 第2章 計画の基本事項

本計画の位置付け、計画の対象、計画期間を示します。

### 第3章 計画策定の背景

地球温暖化の仕組みや影響（考えられる地域のリスク）、これまでの取組について地球規模、日本、青森県、本市の別に整理します。

### 第4章 温室効果ガス排出状況と将来予測

温室効果ガスの排出状況と増減傾向の分析等による地域課題、温室効果ガス排出量の将来予測を示します。

### 第5章 目指す将来像の実現に向けた取組

本市の目指す将来像と温室効果ガスの削減目標を示します。

### 第6章 計画の推進体制

本計画を推進するための進行管理体制を示します。

## 第 2 章 計画の基本事項

### 1 計画の位置付け

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律<sup>※1</sup>」（平成10年法律第117号。）第20条の3において、策定することが義務付けられた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として位置付けられます。

また、当面取り組むべき施策として平成22年5月に策定した「黒石市地球温暖化対策実行計画」の内容をはじめ、様々な分野における地球温暖化対策に関連する計画との整合性を図りながら、環境分野の基本的な計画である「第二次黒石市環境基本計画」を推進展開していくための行動計画の性格を持つものです。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市における事務及び事業に係る温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的とします。

### 2 対象温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で対象としている7物質のうち、日常生活と密接に関連し、また地球温暖化への影響が最も大きく、国内の温室効果ガス総排出量のうち9割以上を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみを本計画の対象とします。

	温室効果ガス	用途・排出源
1	二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	化石燃料の燃焼など （私たちの生活と最も密接に関連しています。）
2	メタン（CH <sub>4</sub> ）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門からの排出、 廃棄物の埋立てなど
3	一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	燃料の燃焼、農業部門からの排出など
4	ハイドロフルオロカーボン （HFC <sub>s</sub> ）	スプレー、エアコン、断熱発泡剤など
5	パーフルオロカーボン （PFC <sub>s</sub> ）	半導体の製造プロセスなど
6	六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	電気の絶縁体など
7	三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	液晶など

※1 地球温暖化対策の推進に関する法律・・・社会経済活動その他の活動による温室効

果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としており、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための事項が規定されている。

### **3 計画の期間**

計画の期間は2015（平成27）年度から2020（平成32）年度までの6年間とします。

### **4 対象範囲**

本計画は、黒石市役所及び学校その他出先機関の組織・施設が行う事務・事業を対象とします。また、行政・市民・事業者・各種団体等あらゆる主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働していきます。

### **5 エコ推進員**

各課にエコ推進員を配置します。エコ推進員は、黒石市地球温暖化対策実施計画に基づき、温室効果ガス排出抑制に努めます。

## 第 3 章 計画策定の背景

### 1 地球温暖化のメカニズム

「地球温暖化」とは、人工的に排出される二酸化炭素などの「温室効果ガス」の大気中濃度が増加し、これを原因として地表面の温度が上昇する現象をいいます。

#### (1) 地球温暖化が起きる基本的な仕組み

##### 【第一段階】

太陽から届く日射エネルギーの7割が大気と地表面に吸収されて熱に変わる。

##### 【第二段階】

地表面から放射された赤外線の一部が大気中の温室効果ガスに吸収されることによって、地表を適度な温度に保っている。(バランス状態)

##### 【第三段階】

人間の活動によって大気中の温室効果ガスの濃度が急激に上昇すると、これまでのバランス状態が崩れて赤外線が大量に吸収され、熱が大気圏外に逃げにくくなり、その結果地表温度が上昇する。(地球温暖化の発生)

#### (2) 地球温暖化の原因

産業革命以降、私たち人類が産業活動や便利な暮らしに使用するエネルギーを得るため、大量の化石燃料(石油、石炭など)を燃やしたことにより、森林や海洋でも吸収しきれないほどの二酸化炭素が大気中に蓄積され、温室効果が強くなりすぎたことが地球温暖化の原因と考えられています。二酸化炭素排出量の急激な増加とともに、地球の平均気温も上昇しています。

### 2 地球温暖化が及ぼす影響

#### (1) 地球規模における現状と影響

「IPCC<sup>\*1</sup>第4次評価報告書」では、大気や海洋の世界平均温度の上昇や、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇などの観測結果から、地球が温暖化していることは明白であり、その原因は人間活動により発生する、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加だとほぼ断定しています。

また、温室効果ガスの濃度が現在の傾向で上昇した場合、2100年には世界の平均気温が1.8~4.0℃上昇する可能性があると予測されており、既に現れているものも含め、表3-1、3-2のとおり、気温の上昇による様々な深刻な影響が懸念されています。

表 3-1 I P C C で報告された観測結果、影響

分野	観測結果等
気温	世界平均気温は 2005 年までの 100 年で 0.74℃上昇し、近年になるほど温暖化が加速。
水位	世界海面水位は 2005 年度までの 100 年で 17 cm 上昇したと推計されており、近年、より大きな速度で上昇。
雪氷	北極や南極の氷、山岳氷河が減少。
生態系	陸上や海、淡水などさまざまな生物、生態系にも影響（個体数の減少や絶滅）が現れ始めている。
気象	世界各地で強い台風・ハリケーン・サイクロンや集中豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象による災害が頻繁に発生。 （異常気象の発生に温暖化が関与していることは断定できないものの、温暖化が進行することによって、異常気象の数が増加し、強さも増す可能性が指摘されている。）

表 3-2 I P C C で報告された更なる気温上昇によってもたらせる主な影響

分野	気温上昇による影響
水	数億人規模での水不足深刻化 など
生態系	種の絶滅リスクの増加 など
食料	小規模農家、自給的農業者・漁業者への複合的で局所的なマイナス影響、低緯度地域における穀物生産性の低下 など
沿岸域	洪水と暴風雨による損害の増加、沿岸湿地の消失 など
健康	栄養失調、下痢、呼吸器疾患、感染症による社会的負荷の増加、熱波洪水干ばつによる罹（り）病率と死亡率の増加、医療サービスへの重大な負荷 など

（資料：気候変動 2007 統合報告書・政策決定者向け要約（文部科学省・気象庁・環境省・経済産業省）、STOP THE 温暖化 2008（環境省））

※1 I P C C（The Intergovernmental Panel on Climate Change：「気候変動に関する政府間パネル」）・・・1988 年に世界気候機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された国連の組織。温暖化に関する最新の知見をまとめ、政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務として活動。

## （2）日本における現状と影響

日本の年平均気温は 1898 年以降に観測されたデータによれば、100 年間に 1.1℃の上昇が確認されており、1990 年代以降に高温が続出している特徴があります。

気温の上昇により、我が国でも農産物の収量減少や品質低下、森林や高山植物の減少



をはじめとする生態系の変化などが進行しています。

また、現地点では気候変動による影響と断定できないものの、記録的少雨による暖水等の利水上の障害、台風による高潮被害や記録的豪雨による浸水被害等生じています。地球温暖化問題は、国民一人ひとりの生活に密接に関わるものであり、今後、その進行によって一層大きな影響が生じることが予想されており、環境省「地球温暖化影響・適応研究委員会報告書」では、その影響が国民の生活や健康、経済活動などさまざまな側面に及ぶものとされています。

表 3-3 地球温暖化による国内の影響例

分野	これまでに観測された影響	将来予測される影響
食料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コメの品質及び食味の低下。</li> <li>・ 麦の減収、大豆の病害虫被害増加。</li> <li>・ 果樹の品質及び貯蔵性の低下。</li> <li>・ 畜産業の受胎率低下、発育低下。</li> <li>・ 水産業の漁期の変化、養殖の不振。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コメの品質低下が甚大化。全国平均収量の減少。</li> <li>・ 麦や大豆の減収。</li> <li>・ 果樹の栽培適地移動等。</li> <li>・ 農業水資源の枯渇や台風に伴う潮風害の増加。</li> <li>・ 水産業での魚類の生息域の変化、養殖の適地の移動や養殖魚の感染症の増加。</li> </ul>
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林（ブナ林の衰退等）、高山（高山帯植物の減少）、淡水、海洋、沿岸、湿原の生態系への影響、及び生物多様性への影響。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでに観測されている影響の進行。</li> </ul>
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症患者の増加。</li> <li>・ 感染症媒介生物の分布域の変化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱ストレスによるリスクの増加。（高齢者への影響）</li> <li>・ 感染症の分布域拡大。</li> </ul>
水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録的少雨による給水制限や、水道の断水。</li> <li>・ 水域の生態系への影響。</li> <li>・ 渇水に伴う地下水利用の増加、これに伴う地盤沈下の発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渇水リスクの増加</li> <li>・ 短期集中型の豪雨の頻度増加による斜面災害の増加。</li> <li>・ 水温上昇による生態系変化の進行</li> <li>・ 海面上昇に伴う地下水塩水化。</li> </ul>
防災・沿岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮被害の発生。</li> <li>・ 狭領域・短期集中型の豪雨頻度の増加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風強度の増加</li> <li>・ 海面上昇による海岸侵、砂浜の消失。</li> <li>・ 全国の水系における治水安全度の低下。</li> </ul>
国民生活 ・ 都市生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小麦、とうもろこし、大豆等の国際価格上昇。</li> <li>・ サクラ等の開花の早まり、紅葉の遅れ。</li> <li>・ 観光業やスポーツ産業（スキー場等）における、自然環境の変化等による影響。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常気象（災害）による被害。</li> <li>・ 熱中症・感染症の増加</li> <li>・ 農産物物価上昇やエアコン使用時間延長による家計への負担増加。</li> </ul>

（出典：環境省「地球温暖化影響・適応研究委員会報告書」）

### (3) 本市における現状と私たちの生活における影響

気象庁データによると、青森県の年平均気温は1886年以降の100年あたり1.76℃の割合で上昇しており、全国的な傾向と同様、1990年代以降に高温の年が多くなっています。

地球温暖化による日本への影響は、そのまま本市への影響であると考えられ、本市の主要産業である農林水産業への影響、台風の強大化や豪雨の頻発化による災害被害の増加、熱中症、感染症、大気汚染リスクの増加、農産物価格の上昇や冷暖房費による家計支出の増加などの影響が懸念されます。

また、石油をはじめとするエネルギー資源の需要動向によっては、我が国全体の経済活動への影響だけでなく、冬季の灯油使用などで化石燃料への依存度が高い本市においては市民生活への影響も懸念され、化石エネルギーへの過度の依存からの脱却が求められることとなります。

地球温暖化の進行や化石エネルギーへの過度の依存は、地球規模での課題であるとともに私たちの生活に直接的に影響を及ぼす地域のリスクでもあり、このリスク回避といった観点からも、地球温暖化対策を早急に進めていく必要があります。

## 第 4 章 温室効果ガス排出状況と将来予測

### 1 温室効果ガスの総排出量に関する実行目標

市の事務・事業により排出される温室効果ガスの総排出量を、平成32年度までに平成21年度を基準として6.00%削減することを目標とします。

	温室効果ガス (CO2)排出量 (kg-CO2)		エネルギー項目						
			電力 使用量 (kwh)	水道 使用量 (m)	LPガス 使用量 (ℓ)	ガソリン類 使用量 (ℓ)	軽油 使用量 (ℓ)	重油 使用量 (ℓ)	灯油 使用量 (ℓ)
21年度 (基準年)	5,422,565	増減率	5,085,059	144,033	94,454.4	34,415.3	32,306.7	610,366	224,562.3
22年度 実績	5,430,760	0.15%	5,221,781	145,370	94,454	34,356	32,291	589,361	224,505
23年度 実績	5,323,592	-1.83%	5,164,263	145,359	94,453	34,297	32,276	559,977	224,447
24年度 実績	5,282,767	-2.58%	5,078,997	145,348	94,452	34,238	32,260	559,917	224,389
25年度 実績	5,181,681	-4.44%	4,942,200	145,338	94,451	34,179	32,245	535,777	236,131
26年度 推測	5,180,231	-4.47%	4,940,179	145,327	94,451	34,120	32,230	535,717	236,073
27年度 目標	5,166,349	-4.73%	4,807,121	145,317	94,450	34,061	32,215	512,620	248,426
28年度 目標	5,152,521	-4.98%	4,677,647	145,307	94,449	34,002	32,200	490,519	261,426
29年度 目標	5,138,694	-5.24%	4,551,659	145,297	94,448	33,944	32,185	469,371	275,106
30年度 目標	5,124,866	-5.49%	4,429,066	145,287	94,447	33,885	32,170	449,135	289,502
31年度 目標	5,111,039	-5.75%	4,309,774	145,277	94,446	33,827	32,155	429,771	304,652
32年度 目標	5,097,211	-6.00%	4,193,695	145,267	94,445	33,768	32,140	411,242	320,594

## 第 5 章 目指す将来像の実現に向けた取組

### 1 低炭素社会の実現にむけた取組方針

低炭素社会の実現に向けた取組を進めるにあたっては、行政・市民・事業者・各種団体等あらゆる主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働していくことが重要です。

また、地球規模で気候変動問題が論議され、省エネルギーや再生可能エネルギーの取組の強化が求められる中で、環境・エネルギー分野の取組は新たな需要創出が見込まれる成長分野と位置付けられており、持続的な経済成長の原動力になるものと期待されています。

#### ◎各主体における基本的な取組

##### ①市

広域的かつ基盤的な地球温暖化対策を総合的・計画的に進めるとともに、地域住民・事業者・各種団体等、各主体が連携した地球温暖化対策を推進します。

また、市自ら目的達成に向けて、物品やサービスでの調達段階での環境配慮、事務・事業の執行段階での省エネルギー、省資源対策、公共事業の実施における配慮等、それぞれの取り組みにおいて環境に配慮した取り組みを進めます。

##### ②市民

地球温暖化対策への関心と理解を深めつつ、日常生活における環境配慮行動（省エネルギーの取組、再生可能エネルギーの導入等）の着実な実践に努めます。

また、行政や事業者、各種団体等が行う環境保全・温暖化防止活動や支援等への積極的な参加・努力に努めます。

##### ③事業者各種団体等

地球温暖化対策への関心と理解を深めつつ、日常生活における環境配慮行動（省エネルギーの取組、再生可能エネルギーの導入等）の着実な実践に努めます。

また、環境教育、環境学習や環境保全・温暖化防止活動など、地域における取組への積極的な参加・協力や、行政や民間団体等との連携に努めます。

### 2 施策の推進にあたっての配慮

(1) 適正な規模、数量を調達するよう努めます。

本当に必要なものかどうかを十分に検討したうえで、目的が達成される最小限の数量を調達します。

(2) 環境への負荷の少ない物品等の調達、いわゆるグリーン調達に努めます。

購入価格の比較だけでなく、使用段階でのエネルギー消費、廃棄段階での環境等への影響等を勘案し、環境配慮型の物品等を選択します。

例) エコマーク製品、省エネルギー型家電、低公害車（低燃費かつ低排出ガス認定車を含む）

### 3 省エネルギー対策

こまめな節電、適切な空調管理等の省エネルギー対策を推進します。

#### (1) 各個人での取り組み

##### ①パソコン等の OA 機器の適正利用

- ・省エネルギーモードを設定する。
- ・パソコンは、原則として1時間30分以上使用しない場合、電源を切る。

##### ②こまめな消灯

- ・トイレ、給湯室、会議室、倉庫等を利用した後は忘れず消灯する。

##### ③省エネルギー運転等

- ・不要なアイドリングをしない。(待機時間は原則としてエンジンを切る。)
- ・急発進、急加速を避け経済速度での走行等、省エネルギー運転に努める。
- ・タイヤの空気圧を適正に保つとともに、定期的に点検・整備を行う。
- ・不必要な荷物を積んだままにしない。
- ・エアコンの利用は出来るだけ控え、外気を利用する。

##### ④その他

- ・エレベーターの利用は出来るだけ控え、階段を利用する。
- ・手動ドアがある場合は、自動ドアの利用を出来るだけ控える。
- ・可能な限りマイカー利用の自粛をし、公共機関や自転車を利用する。

#### (2) 職場単位での取り組み

##### ①OA 機器の適正利用、合理化

- ・共用 OA 機器を60分以上使用しない場合は、電源を切る。
- ・LAN の活用により、プリンタなど周辺機器の共有化を推進する。
- ・最終退庁者は、共用 OA 機器の電源が切れている事を確認する。

##### ②その他電気製品の適正な利用

- ・利用時以外は電源を切る。
- ・業務目的以外の電気製品は使用しない。

##### ③事務室等の照明の点灯時間の短縮等

- ・休憩時間は原則として全消灯する。(窓口業務を除く。)
- ・時間外勤務時間は、必要な範囲のみ点灯する。
- ・日中の窓際の照明は、執務に支障のない限り消灯する。

##### ④車の効率的利用等

- ・出張計画の管理により、同一目的地へ車の相乗りを推進する。
- ・私用車の利用は、出来るだけ控え、可能な場合は公共交通機関を利用する。

#### (3) 管理部門での取り組み

##### ①環境に配慮した設備運転

- ・利用形態に即した設備機器の調整を行う。

##### ②照明設備における環境配慮

- ・器具の更新にあたっては、インバータ式等省エネルギー型への切り替えを検討する。
- ・執務形態に合わせて、効率的に照明を配置する。
- ・定期的に器具の清掃を実施する。
- ・階段、廊下等では、可能な範囲で日中の間引き照明を行う。

### ③その他

- ・自動販売機は必要最小限とし、省エネルギー型のものとする。
- ・空調設備等、各種設備を更新する場合は、省エネルギー型のものへの切り替えを検討する。

## 4 省資源対策

市の事務・事業の実施にあたっては、大量の資源を消費しております。中でも用紙類と水は、あらゆる機関において日常的に使われているのもであり、主にこれらを削減することにより、省資源化を図ります。

### (1) 各個人での取り組み

#### ①用紙類の使用量の削減

- ・資料の小さなミス修正は手書きで行い、再コピーはしない。
- ・資料はできる限り1枚にまとめることを徹底する。
- ・市役所内での照会・回答文のかがみ文、FAX 送信状は可能な限り省略する。
- ・両面コピーを徹底する。
- ・全庁 LAN の利用等、電子メディアによるペーパーレス化を図る。
- ・会議の規模などに応じ、プロジェクター等を活用して用紙使用量を抑制する。
- ・印刷物の作成にあたっては、ホームページへの掲載等により部数を必要最小限に抑制する。
- ・職員対象の会議等では、資料封入用封筒は使用しない。
- ・片面使用済み用紙を加工し、メモ用紙として使用する。

#### ②節水対策

- ・食器の洗浄等時は、水を出しっ放しにしない。
- ・洗車はホースの水を出しっ放しにせず、バケツに水を貯めて行う。

### (2) 職場単位での取り組み

#### ①用紙類の使用量の削減

- ・必要以上に「作らない、渡さない、求めない」を徹底する。
- ・余白処理等による簡易決裁を推進する。
- ・個人毎の資料保管をやめ、可能な限り資料の共有化を図る。

### (3) 管理部門での取り組み

#### ①節水対策

- ・自動水洗等の節水器具の導入を検討する。
- ・雨水利用の合理化、再利用化を図るため、雨水利用施設の装置を検討する。

## 5 廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の推進

廃棄物の減量化・リサイクルの推進は資源の有効利用だけでなく、処理の際のエネルギー消費の削減につながります。また、廃棄物の処理・処分は処理方法によっては環境に対して影響を与えるおそれがあることから、適正処理を徹底する必要があります。

### (1) 各個人での取り組み

#### ①資源ごみのリサイクル

- ・プラスチック製容器包装マークのある、“その他のプラスチック”（ポリ袋・トレイ等）をリサイクルする。
- ・ペットボトルをリサイクルする。

#### ②紙類の再利用

- ・使用済み用紙の裏面を再利用する。
- ・市役所内部での文書等のやりとりには使用済み封筒を再利用する。
- ・ファイリング用品は、ラベルを取り替えて繰り返し使用する。

#### ③使い捨て製品の廃棄抑制

- ・マイバック、マイ水筒、マイ箸等を持参し、使い捨て製品の排出を抑制する。

### (2) 職場単位での取り組み

#### ①資源ごみのリサイクル

- ・その他のプラスチック、ペットボトルを分別するボックスを設ける。

#### ②紙類の再利用

- ・使用済み用紙の再利用を徹底する。
- ・コピー機用の紙トレイのうち1箇所は、片面使用済みの専用トレイを設ける。

#### ③事務用品・備品の長期使用等

- ・定期的な点検、整備・補修等により製品の長期使用を図る。
- ・不用品がある場合は、他の部署へ情報提供し、有効活用を図る。

#### ④その他

- ・印刷物のうち不要な配送物については、発送元に送付の中止を要請する。
- ・職場のごみ箱の数は必要最小限とし、紙類の不用意な廃棄を減らす。

### (3) 管理部門での取り組み

- ・廃棄物の減量化・リサイクルに努める。
- ・資源ごみについては、回収ボックスを利用し、分別ルールに従って排出する。

## 6 その他の事業における取り組み事項

### (1) 個別事業における省エネルギー、省資源対策

個別事業の実施にあたり、エネルギーや資源の消費を伴う場合には、計画段階からも省エネルギー、省資源を十分考慮するとともに、実施段階においても、必要に応じ実施

マニュアルを作成するなど、省エネルギー、省資源化に努めます。

## (2) 環境への負荷が少ない公共事業の実施

周辺環境への負荷が少ない工法の採用、再生建築材の使用、建築副産物の再利用等、発注者として計画段階から施工時まで環境に配慮した公共事業が行われるような取り組みに努めます。

## (3) イベントにおける環境への配慮

イベントの開催にあたっては、イベント自体の開催目的を損なわない範囲で環境配慮の取り組みを行います。また来場者に対しても、環境への配慮を呼びかけます。

- チラシや資料は必要部数を精査し、無駄のないように用意する。
- 来場者に対し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用による来場を呼びかける。
- 分別用ごみ箱を設置し、廃棄物の減量化・リサイクルに努める。
- ごみの持ち帰りを来場者に呼びかける。
- 適切な室温、照明、音響等の管理により、省エネルギーに努める。

## 7 職場以外の日常生活における環境配慮行動

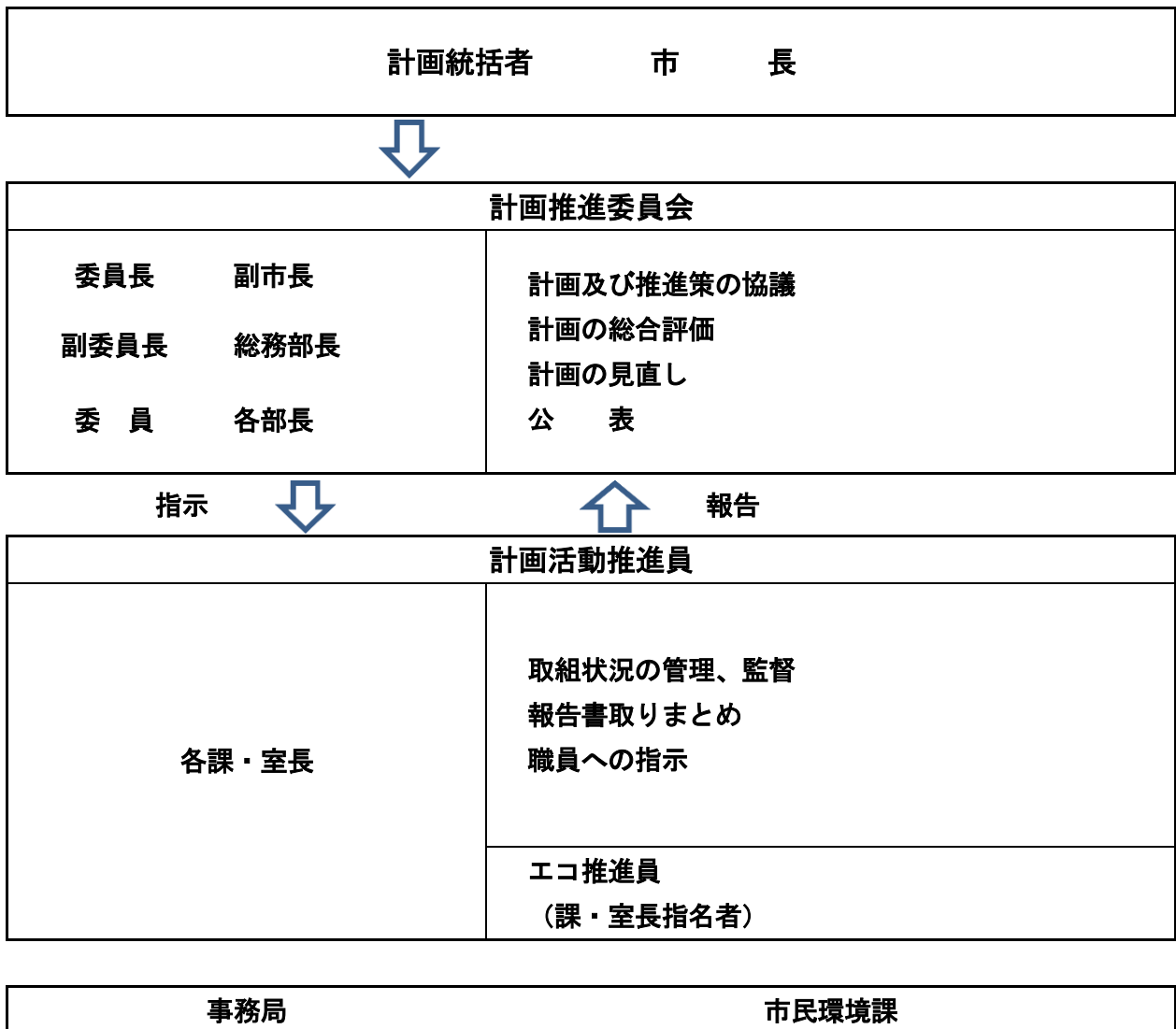
職場以外でも職場と同様、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化及び資源ごみのリサイクルに努めます。

また、地域の清掃活動やリサイクル活動等の環境保全活動への積極的な参加に努めます。



## 第 6 章 計画の推進と点検・評価

### 計画の推進体制フロー図



## 1 計画の推進体制

### (1) 計画統括者

市長を計画統括者とし、計画及び推進方法の決定等を行います。

### (2) 計画推進委員会（以下「委員会」という。）

委員長を副市長、副委員長を総務部長、委員を部長級とし、推進策の協議、計画の総合的な評価や見直しを行います。

### (3) 計画活動推進員（以下「活動推進員」という。）

活動推進員は課長級とし、取組状況の管理・監督や推進委員会との連絡・調整、報告書の取りまとめ等を行います。

### (4) エコ推進員

各課にエコ推進員を配置します。エコ推進員は、黒石市地球温暖化対策実行計画に基づき、課内の事務事業に係る温室効果ガス排出抑制に努めます。

### (5) 事務局

市民環境課内に事務局を設置し、推進委員会の庶務を行います。

## 2 検証

### (1) 各部局における点検・評価

各活動推進員は、所管する職員及び部署の取り組み状況を別紙「行動計画推進チェックシート」と「使用量実績表」により点検・評価を行い、推進委員会へ報告します。

### (2) 全庁的な点検・評価

推進委員会からの実績等報告を事務局で取りまとめ、推進委員会において計画の評価及び見直しを行い、活動推進員へ改善等を指示します。

## 3 公表

計画の推進状況及び検証結果については、ホームページ等により毎年度公表します。